

事業場排水の手引き

～公共下水道を使用する工場・事業場の皆様へ～



磐田市 環境水道部 上下水道工事課

目 次

1. はじめに	1 頁
2. 規制を受ける項目と下水道に対する影響について	1 頁
3. 磐田市下水排水基準	2 頁
4. ～特定施設とは～	3 頁
5. 各種届出	4 頁
6. 水質事故の措置について	7 頁
7. 各種法令の順守	8 頁
8. 下水道の特定施設一覧表	9 頁
9. 各種様式	17 頁



1. はじめに

現在、磐田市では磐南浄化センター及び豊岡クリーンセンターの2箇所で工場排水を受け入れております。しかし、現行の下水道の処理システムは、本来生活排水を対象としたものであり、工場排水を完全に処理することはできません。下水道に有害物質が排水されると、下水管の腐食や閉塞の原因となりますし、下水処理施設の処理機能の低下を招くこともあります。その結果、市民の生活や周辺の河川・海などに重大な影響を及ぼすことになります。このことから、快適な水環境実現のため、有害物質の流出防止・排水の水質改善などの面で、事業者の皆さんのご理解とご協力が必要です。

下水道法及び磐田市下水道条例では、有害物質等を含む排水について、水質規制を行っています。この冊子は、関係法令の規制のあらましや届出などについて説明しています。これらを参考に適切な水質管理を行い、水質基準を順守するようお願いします。

2. 規制を受ける項目と下水道に対する影響について

公共下水道への排水については、公共用下水道の水質保全と下水道の施設の維持管理等の観点から水質規制が行われています。

規制を受ける項目及びそれが公共下水道に放流された場合の影響については、以下のとおりです。

規制を受ける項目	下水道に対する影響
水素イオン濃度 (pH)	下水管を腐食します。 他の排水と混合すると有毒ガスが発生することがあります。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	高濃度になると下水処理施設の処理機能が低下します。
浮遊物質 (SS)	下水管を詰まらせます。
ノルマルヘキサン抽出物質	下水管を詰まらせます。火災の危険もあります。
窒素・リン	高濃度になると下水処理施設の処理機能が低下します。
シアン	下水管内の作業を危険にします。 下水処理施設における生物処理の機能を低下させます。
アルキル水銀、有機リン、鉛、総水銀、カドニウム、ヒ素、六価クロム、銅、亜鉛、総クロム、溶解性鉄、溶解性マンガン、ポリ塩化ビフェニル、セレン、ホウ素	下水処理施設における生物処理の機能を低下させます。 下水処理施設等で発生した汚泥の処理、処分を困難にします。
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、弗素、1,4-ジオキサン	下水管の作業を危険にします。 下水処理施設における生物処理の機能を低下させます。
フェノール類	下水処理施設における生物処理の機能を低下させます。
沃素消費量	下水道施設を腐食させます。 硫化水素ガスにより下水管内の作業を危険にします。
温度	下水管の作業を妨げます。

3. 磐田市下水排除基準

平成27年10月21日現在

	対象物質又は項目	特定事業場	非特定事業場	
			排水量50m ³ /日以上	排水量50m ³ /日未満
1	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
2	シアン化合物	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
3	有機燐化合物	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
4	鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
5	六価クロム化合物	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下
6	ひ素及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
7	水銀, アルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
10	トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
12	ジクロロメタン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
13	四塩化炭素	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
20	チウラム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
21	シマジン	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
22	チオベンカブル	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
23	ベンゼン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
24	セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
25	ほう素及びその化合物	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下
26	ふっ素及びその化合物	8mg/L以下	8mg/L以下	-
27	1,4-ジオキサン※	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下
28	フェノール類	5mg/L以下	5mg/L以下	-
29	銅及びその化合物	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
30	亜鉛及びその化合物	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下
31	鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L以下	10mg/L以下	-
32	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L以下	10mg/L以下	-
33	クロム及びその化合物	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下
34	ダイオキシン類	10 pg - TEQ/L以下	10 pg - TEQ/L以下	10 pg - TEQ/L以下
35	温度 (°C)	45(40)°C未満	45(40)°C未満	45(40)°C未満
36	アンモニア性窒素等含有量	380(125)mg/L以下	380(125)mg/L以下	380(125)mg/L以下
37	水素イオン濃度 (pH)	5(5.7)を超え 9(8.7)未満	5(5.7)を超え 9(8.7)未満	5(5.7)を超え 9(8.7)未満
38	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600(300)mg/L未満	600(300)mg/L未満	-
39	浮遊物質 (SS)	600(300)mg/L未満	600(300)mg/L未満	-
40	ノルマルヘキサン抽出物質含有量			
	1) 鉱油類	5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下
	2) 動植物油脂類	30mg/L以下	30mg/L以下	30mg/L以下
41	よう素消費量	220mg/L未満	220mg/L未満	220mg/L未満

1) No.25, 26に係る基準は、河川その他の公共用水域を放流先とする下水道に排除する場合に適用する基準

2) ()内は、製造業又はガス供給業の用に供する施設に適用する基準

は、下水道法施行令第9条の4による

は、磐田市下水道条例第21条から第23条による

3) トリクロロエチレンの適用猶予については、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令による

4) エチレンオキサイド, エチレングリコール製造業における1,4-ジオキサンの暫定基準は6mg/L

4. ～特定施設とは～

排水の水質規制が必要な施設として、下水道法によって指定された次の①、②の施設です。

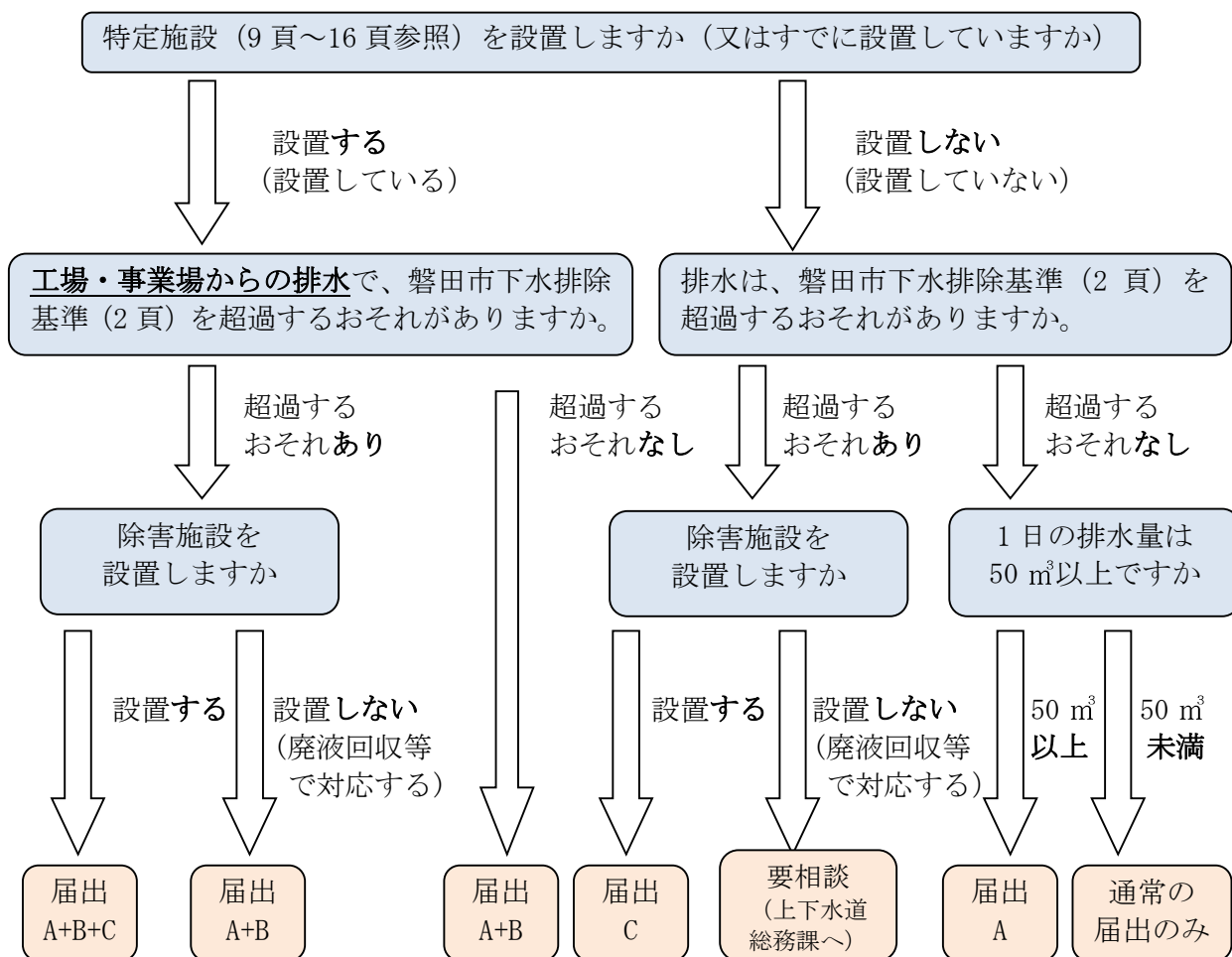
下水道法の特定施設（下水道法第11条の2）

- ① 水質汚濁防止法に規定する特定施設（9頁～15頁参照）
- ② ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設（15頁～16頁参照）

一定の工場、事業場は 公共下水道へ排除するために届出が必要です

特定施設を設置している、下水排除基準に適合しないなどの工場、事業場は、公共下水道へ排除するために、排水設備設置計画確認申請書(様式第1号(第2条関係))のほか、それぞれ届出A～Cが必要です。

必要な届出の種類は以下をご確認ください。



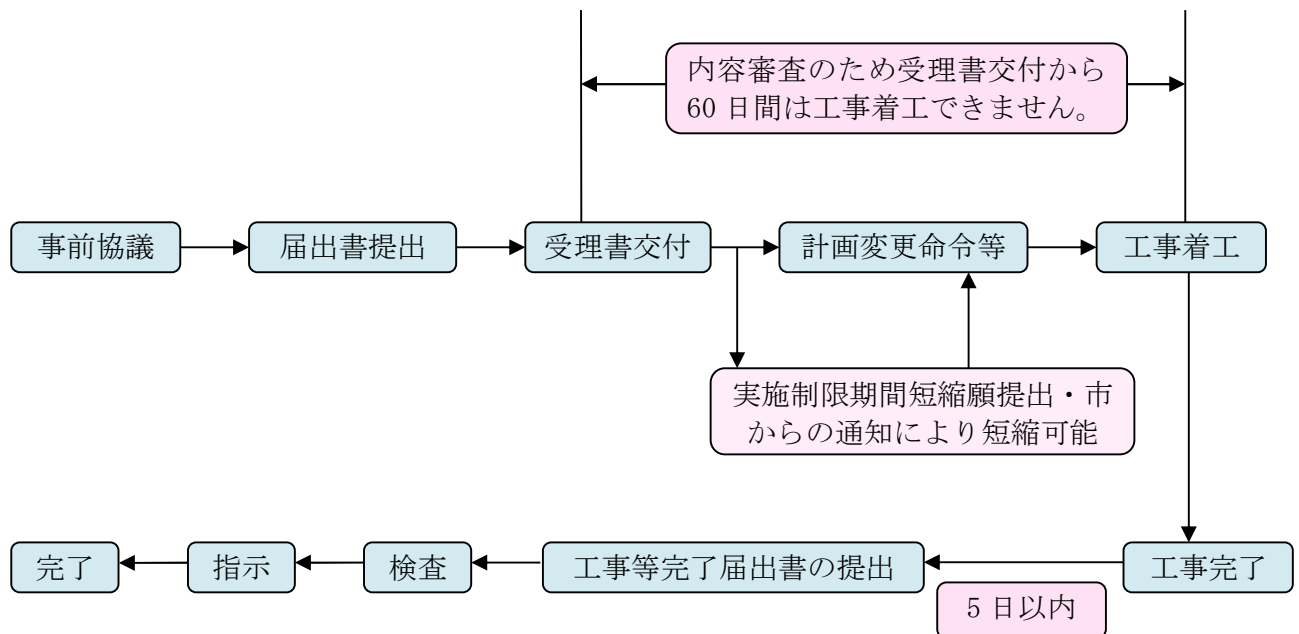
届出 A	「公共下水道使用開始（変更）届」（4頁参照）が必要です	上下水道工事課へ
届出 B	特定施設に関する届出（5頁参照）が必要です	上下水道工事課へ
届出 C	除害施設に関する届出（6頁参照）が必要です	上下水道総務課へ

詳細は次項各種届出にて説明します。

5. 各種届出

～届出から完了までの流れについて（新規・変更 共通）～

必要書類は整っているか、記入漏れが無いかなどを確認した後、市が届出を受理します。その後、届出書による処理方法で下水道排除基準に違反せずに排除できるかを審査します。なお、届出の内容が不適正なときは、計画変更命令又は計画変更指示を行うことがあります。このため、届出書を受理してから60日間は工事に着工できません。また、実施制限期間短縮願の提出により、市が認めた場合は早期着工が可能になる場合があります。



必要書類については、フローチャートに基づき確認し必要な書類を揃えてください。なお、各種届出書のほか、位置図等の添付書類が必要となります。

※法律又は条例に基づく届出義務に違反した場合、罰則の適用があります。

届出 A (届出先：上下水道工事課)

公共下水道使用開始（変更）届（新規・変更共通）

届出名	届出が必要な場合
公共下水道使用開始（変更）届 (18～20 頁参照)	排水の量が、最も多い日で 50 m ³ 以上ある者 公共下水道へ流す排水の水質が磐田市排水基準の表の 値に 1 項目でも適合しない者
公共下水道使用開始届 (21～22 頁参照)	特定施設の設置者（上記に該当しない場合に限る）

※ 届出の様式が設置条件により異なりますので十分ご注意ください。

届出B（新規）（届出先：上下水道工事課）

特定施設に関する届出（新規）

	届出名	届出が必要な場合	届出の期間
1	特定施設設置届出書 (23～24 頁参照)	工場又は事業場から継続して下水道を排除して公共下水道を使用する者が当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするとき	特定施設を設置しようとする日の60日前まで ※
2	特定施設使用届出書 (25～26 頁参照)	特定施設に指定された際に、その施設を設置している者（工事中を含む）で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水道を排除して公共下水道を使用する者	特定施設となった日から30日以内 ※
		既に特定施設を設置している工場又は事業場が公共下水道を使用することとなったとき	公共下水道を使用することとなった日から30日以内
3	工事等完了届出書 (27～28 頁参照)	特定施設の設置の届け出をし、当該届出に係る工事等が完了したとき	完了した日から5日以内

※ 実施制限期間短縮願(29～30 頁参照)提出により、この期間を短縮できる場合があります。

届出B（変更・承継）（届出先：上下水道工事課）

特定施設に関する届出（変更・承継）

	届出名	届出が必要な場合	届出の期間
1	特定施設の構造等の変更届出書 (31～32 頁参照)	既に特定施設設置届出書又は特定施設使用届出書を届けた者が①特定施設の構造②特定施設の使用法③特定施設から排出される汚水の処理方法④公共下水道に排除される下水の量及び水質、用水及び排水の系統のいずれかを変更しようとするとき	特定施設の構造等を変更しようとする日の60日前まで ※
2	氏名変更等届出書 (33～34 頁参照)	既に特定施設設置届出書又は特定施設使用届出書を届けた者が①氏名及び住所(法人にあっては名称、住所及び代表者の氏名)②工場又は事業場の名称及び所在地のいずれかを変更したとき	変更した日から30日以内
3	承継届出書 (37～38 頁参照)	届出者の地位を承継した場合	承継した日から30日以内
4	工事等完了届出書 (27～28 頁参照)	特定施設の構造変更等の変更の届出をし、当該届出に係る工事等が完了したとき	完了した日から5日以内

※ 実施制限期間短縮願(29～30 頁参照)提出により、この期間を短縮できる場合があります。

届出C (新規) (届出先：上下水道総務課)

除害施設に関する届出 (新規)

	届出名	届出が必要な場合	届出の期間
1	除害施設等設置計画 確認申請書 (39 頁参照)	除害施設の新設を行うとき	特定施設を設置する場合は設置しようとする日の60 日前まで ※1 特定施設を設置しない場合は、排水設備設置計画確認申請書と同時申請
2	排水設備・除害施設等 工事完了届出 (40 頁参照)	除害施設の新設の届出をし、当該届出に係る工事等が完了したとき	完了した日から 5 日以内

※1 実施制限期間短縮願(29～30 頁参照)提出により、この期間を短縮できる場合があります。
(注意) 排水設備工事完了届出とは別にもう 1 部提出が必要です。

届出C (変更) (届出先：上下水道総務課)

除害施設に関する届出 (変更)

	届出名	届出が必要な場合	届出の期間
1	除害施設等設置計画 確認申請書 (39 頁参照)	既に除害施設等設置計画確認申請書を届けた者が増設、改築又は除害施設の使用方法の変更を行うとき	特定施設を設置する場合は設置しようとする日の60 日前まで ※1 特定施設を設置しない場合は、排水設備設置計画確認申請書と同時申請
2	排水設備・除害施設等 工事完了届出 (40 頁参照)	除害施設の新設の届出をし、当該届出に係る工事等が完了したとき	完了した日から 5 日以内

※1 実施制限期間短縮願(29～30 頁参照)提出により、この期間を短縮できる場合があります。
(注意) 排水設備工事完了届出とは別にもう 1 部提出が必要です。

特定施設を廃止する場合 (届出先：上下水道工事課)

特定施設に関する届出 (廃止)

	届出名	届出が必要な場合	届出の期間
1	特定施設使用廃止届 出書(35～6 頁参照)	特定施設の使用を廃止したとき	廃止した日から 30 日以内

6. 水質事故時の措置について

～水質事故が発生したときは磐田市に連絡を～

有害物質や油等が公共下水道に流出する事故が発生した場合は、下水道への流出を防止する応急措置を講じて、その状況を速やかに磐田市上下水道工事課（0538 - 58 - 3281）に連絡し、磐田市の指示に従ってください。

※事前に、61ページ以降の「磐田市有害物質等流入事故対応マニュアル」をよくご確認ください。

事故時の措置の対象となる物質及び油は次のとおりです。

水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げ27種類の物質及びダイオキシン類	
カドミウム及びその化合物	1,2-ジクロロエチレン
シアン化合物	1,1,1-トリクロロエタン
有機燐化合物	1,1,2-トリクロロエタン
鉛及びその化合物	1,3-ジクロロプロペン
六価クロム化合物	チウラム
砒素及びその化合物	シマジン
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	チオベンカルブ
ポリ塩化ビフェニル	ベンゼン
トリクロロエチレン	セレン及びその化合物
テトラクロロエチレン	ほう素及びその化合物
ジクロロメタン	ふつ素及びその化合物
四塩化炭素	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
1,2-ジクロロエタン	
1,1-ジクロロエチレン	1,4-ジオキサン
ダイオキシン類	
水質汚濁防止法施行令第3条の3に掲げる7種類の油	
原油	灯油
重油	揮発油
潤滑油	動植物油
軽油	

平成17年11月1日に下水道法の一部を改正する法律が施行され、新たに事故時の措置（下水道法12条の9）が規定されました。

事故時の措置では、特定事業場から下水道を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある有害物質又は油が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかに公共下水道管理者に届けなければならないとされています。また、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が、応急の措置を講じていないと認めるときは、応急の措置を講ずることを命ずることができるかとされています。これらの措置命令に違反した者に対し、罰則が適用されることがあります。

7. 各種法令の順守

～下水道を適正に管理するために～

<水質の測定とその記録>

下水道を排除している特定施設の設置者は、その下水道の水質を測定してください。測定結果は記録し、5年間保存してください。

測定回数は次のとおりです。(下水道法第12条の12、下水道法施行規則第15条)

測定項目	測定回数
pH・温度	1日に1回以上
BOD	14日に1回以上
ダイオキシン類	1年に1回以上
その他の項目	7日に1回以上

<立入検査に応じる義務>

市職員は、公共下水道の機能及び構造を保全し、また、公共下水道からの放流水を基準に合わせるために、排水区域内の土地又は建物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設等について、いつでも検査をすることができます。(下水道法第13条)

また、磐田市では、公共下水道の機能保全及び水質を適正に保つため、事業場等への採水分析を実施しています。そのため、磐田市又は、磐田市から委任を受けた者が採水するため立ち入ることがあります。(下水道法第32条)

採水分析等の結果、基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めた場合は、口頭や文書による注意・警告等を指導するほか、悪質な場合等については、下水排除の停止を命令することがあります。

<報告の義務>

特定施設の設置者や一定の基準に適合しない下水道を排除する者は、市が求めた場合は下記の事項を報告してください。

- (1) 下水を排除する事業場等の状況
- (2) 除害施設等
- (3) 排除する下水の水質

8. 下水道法の特定施設一覧表

「水質汚濁防止法施行令 別表第1」 関連

1	<p>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 選鉱施設 (ロ) 選炭施設 (ハ) 坑水中和沈でん施設</p> <p>(ニ) 掘削用の泥水分離施設</p>
1の2	<p>畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 豚房施設 (豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。)</p> <p>(ロ) 牛房施設 (牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。)</p> <p>(ハ) 馬房施設 (馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。)</p>
2	<p>畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) (ハ) 湯煮施設</p>
3	<p>水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 水産動物原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 脱水施設</p> <p>(ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設</p>
4	<p>野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 湯煮施設</p>
5	<p>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 湯煮施設 (ニ) 濃縮施設</p> <p>(ホ) 精製施設 (ヘ) ろ過施設</p>
6	<p>小麦粉製造業の用に供する洗浄施設</p>
7	<p>砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (流送施設を含む。)</p> <p>(ハ) ろ過施設 (ニ) 分離施設 (ホ) 精製施設</p>
8	<p>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</p>
9	<p>米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</p>
10	<p>飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (洗びん施設を含む)</p> <p>(ハ) 搾汁施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設 (ヘ) 蒸留施設</p>
11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設</p> <p>(ニ) 真空濃縮施設 (ホ) 水洗式脱臭施設</p>
12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 分離施設</p>
13	<p>イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 分離施設</p>
14	<p>でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料浸せき施設 (ロ) 洗浄施設 (流送施設を含む。)</p> <p>(ハ) 分離施設 (ニ) 渋だめ及びこれに類する施設</p>
15	<p>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 精製施設</p>
16	<p>麺類製造業の用に供する湯煮施設</p>
17	<p>豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設</p>
18	<p>インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設</p>
18の2	<p>冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 湯煮施設 (ハ) 洗浄施設</p>
18の3	<p>たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 水洗式脱臭施設 (ロ) 洗浄施設</p>

19	<p>紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) まゆ湯煮施設 (ロ) 副蚕処理施設 (ハ) 原料浸せき施設 (ニ) 精練機及び精練そう (ホ) シルケット機 (ヘ) 漂白機及び漂白そう (ト) 染色施設 (チ) 薬液浸透施設 (リ) のり抜き施設</p>
20	<p>染毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 染毛施設 (ロ) 洗化炭施設</p>
21	<p>化学繊維製造業のように供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 湿式紡糸施設 (ロ) リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ) 原料回収施設</p>
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	<p>パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 湿式バーカー (ロ) 接着機洗浄施設</p>
22	<p>木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 湿式バーカー (ロ) 薬液浸透施設</p>
23	<p>パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料浸せき施設 (ロ) 湿式バーカー (ハ) 碎木機 (ニ) 蒸解施設 (ホ) 蒸解廃液濃縮施設 (ヘ) チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト) 漂白施設 (チ) 抄紙施設 (抄造施設を含む。) (リ) セロハン製膜施設 (ヌ) 湿式繊維板成型施設 (ル) 廃ガス洗浄施設</p>
23の2	<p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ) 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</p>
24	<p>化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 水洗式破碎施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設 (ホ) 湿式集じん施設</p>
26	<p>無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 洗浄施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 (ニ) 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設</p>
27	<p>前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設 (ロ) 遠心分離機 (ハ) 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ) 活性炭又は二硫酸炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (ホ) 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 (ヘ) 青酸製造施設のうち、反応施設 (ト) よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 (チ) 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 (リ) バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 (ヌ) 廃ガス洗浄施設 (ル) 湿式集じん施設</p>
28	<p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 湿式アセチレンガス発生施設 (ロ) 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 (ハ) ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 (ニ) アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 (ホ) 塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ) クロロプレンモノマー洗浄施設</p>
29	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ) 静置分離器 (ハ) タール酸ソーダ硫酸分解施設</p>

30	<p>発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 蒸留施設 (ハ) 遠心分離機</p> <p>(ニ) ろ過施設</p>
31	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設</p> <p>(ロ) ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設</p> <p>(ハ) フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p>
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設 (ロ) 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設</p> <p>(ハ) 遠心分離機 (ニ) 廃ガス洗浄施設</p>
33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 縮合反応施設 (ロ) 水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 静置分離器</p> <p>(ニ) 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設</p> <p>(ホ) ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設</p> <p>(ヘ) 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</p> <p>(ト) ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>(チ) 廃ガス洗浄施設 (ヌ) 湿式集じん施設</p>
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設 (ロ) 脱水施設 (ハ) 水洗施設 (ニ) ラテックス濃縮施設</p> <p>(ホ) スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p>
35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 蒸留施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設</p>
36	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 廃酸分離施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設</p>
37	<p>前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 洗浄施設 (ロ) 分離施設 (ハ) ろ過施設</p> <p>(ニ) アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設</p> <p>(ホ) アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設</p> <p>(ヘ) アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>(ト) イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設</p> <p>(チ) エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設</p> <p>(リ) 2-エチルヘキシルアルコール及びイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設</p> <p>(ヌ) シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>(ル) トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</p> <p>(ヲ) ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設</p> <p>(ワ) プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器</p> <p>(カ) メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</p> <p>(ヨ) メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</p> <p>(タ) 廃ガス洗浄施設</p>

38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料精製施設 (ロ) 塩析施設
38 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設 (1, 4-ジオキサンが発生するものに限り、洗淨装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 脱酸施設 (ロ) 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗淨施設 (ロ) 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) 洗淨施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗淨施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (ニ) 廃ガス洗淨施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 動物原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 分離施設 (ニ) 混合施設 (第 2 条各号に掲げる物質※を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) (ホ) 廃ガス洗淨施設
48	火薬製造業の用に供する洗淨施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第 2 条各号に掲げる物質※を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業 (潤滑油再生業を含む。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 脱塩施設 (ロ) 原油常圧蒸留施設 (ハ) 脱硫装置 (ニ) 揮発油、灯油又は軽油の洗淨施設 (ホ) 潤滑油洗淨施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業 (防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又は、ゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗淨施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗淨施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) タンニンづけ施設 (ニ) クロム浴施設 (ホ) 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 研磨洗淨施設 (ロ) 廃ガス洗淨施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 抄造施設 (ロ) 成型機 (ハ) 水養生施設 (蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料 (うわ薬原料含む。) の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設 (ハ) 酸処理施設 (ニ) 脱水施設

59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (ハ) 圧延施設 (ニ) 焼入れ施設 (ホ) 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 還元そう (ロ) 電解施設 (溶融塩電解施設を除く。) (ロ) 焼入れ施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設 (ヘ) 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械機器製造業 (武器製造業を含む。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 焼入れ施設 (ロ) 電解式洗浄施設 (ロ) カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業及びコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (脱硫化水素施設を含む。)
64 の 2	水道施設 (水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) 第 3 条第 8 項に規定するものをいう。)、工業用水道施設 (工業用水道事業法 (昭和 33 年法律第 84 号) 第 2 条第 6 項に規定するものをいう。) 又は自家用工業用水道 (同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。)) の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの (これらの浄水能力が 1 日当たり 10,000 m ³ 未満の事業場に係るものを除く。) (イ) 沈でん施設 (ロ) ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設 (前 1 号に該当するものを除く)
66 の 3	旅館業 (旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 2 条第 1 項に規定するもの (下宿営業を除く。)) をいう。の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗濯施設 (ハ) 入浴施設
66 の 4	共同調理場 (学校給食法 (昭和 29 年法律第 160 号) 第 5 条の 2 に規定する施設をいう。以下同じ。) に設置されているちゅう房施設 (業務の用に供する部分の総床面積 (以下単に「総床面積」※という。) が 500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 (総床面積※が 360 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66 の 6	飲食店 (次号及び第 66 号の 7 に掲げるものを除く。) に設置されるちゅう房施設 (総床面積※が 420 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店 (次号に掲げるものを除く。) に設置されるちゅう房施設 (総床面積※が 630 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設 (総床面積※が 1,500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

68 の 2	病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの （イ）ちゅう房施設 （ロ）洗浄施設 （ハ）入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69 の 2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） （イ）卸売場 （ロ）仲卸売場
69 の 3	地方卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 4 項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） （イ）卸売場 （ロ）仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
70 の 2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。）以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 m ² 未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令※で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの （イ）洗浄施設 （ロ）焼入れ施設 ※環境省令で定める事業場とは次に掲げるもの 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2. 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3. 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案、若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前 2 号に該当するものを除く。） 4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物防疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設
71 の 3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設
71 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの （イ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号のに掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処理を業として行う者（同法 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの （ロ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）

72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人数が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

※総床面積には、ちゅう房、客席、廊下、洗面所、従業員の更衣室、倉庫棟が含まれますが、従業員等の住居、屋内駐車場、及び床面積に当たらないガーデン席、テラス席等の屋外客席部分は参入しません。（昭和63年9月8日 環水規第218号）

特定施設一覧表（2）「ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第2」関連

平成17年8月15日改正

1	硫酸パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）硫酸濃縮施設 （ロ）シクロヘキサン分離施設 （ハ）廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）硫酸濃縮施設 （ロ）シクロヘキサン分離施設 （ハ）廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）水洗施設 （ロ）廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設 （ロ）乾燥施設 （ハ）廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ1,4ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設 （ロ）廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 （ロ）ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 （ハ）ジオキサジンバイオレット洗浄施設 （ニ）熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの （イ）廃ガス洗浄施設 （ロ）湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）精製施設 （ロ）廃ガス洗浄施設 （ハ）湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設 （ロ）精製施設 （ハ）廃ガス洗浄施設

15	<p>別表第1第5号※に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの</p> <p>(イ) 廃ガス洗浄施設 (ロ) 湿式集じん施設</p> <p>※廃棄物焼却炉であって、火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が0.5㎡以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50kg以上のもの</p>
16	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条12号の2及び第13号に掲げる施設(廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設)</p>
17	<p>フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める法律によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>(イ) プラズマ反応施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設</p>
18	<p>下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水道を処理するものに限る。)</p>
19	<p>第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)</p>

9. 各種様式

公共下水道使用開始（変更）届	18 頁
公共下水道使用開始届	21 頁
特定施設設置届出書 ※	23 頁
特定施設使用届出書 ※	25 頁
特定施設工事等完了届	27 頁
実施制限期間短縮願	29 頁
特定施設の構造等変更届出書 ※	31 頁
氏名変更等届出書	33 頁
特定施設使用廃止届出書	35 頁
承継届出書	37 頁
除害施設等設置計画確認申請書	39 頁
排水設備・除害施設等工事完了届	40 頁

※添付資料として下記の参考様式、または同等の様式の提出が必要となります。

<参考>

特定施設設置届出書・特定施設使用届出書・特定施設の構造等の変更届出書の添付資料として、ご活用ください。

特定施設の構造	41 頁
特定施設の使用の方法	43 頁
汚水の処理の方法	47 頁
下水道の量及び水質	54 頁
用水及び排水の系統	56 頁
参考事項	57 頁
汚水の処理施設配置図	58 頁
事業場の平面図	59 頁
特定施設を含む操業の系統	60 頁
特定施設の配置	61 頁
汚水の処理の系統	62 頁

様式第四（第六条関係）

公共下水道使用開始（変更）届

令和 年 月 日

磐田市長 宛

申請者

住 所

氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

電 話 ()

次のとおり公共下水道の使用を開始（変更）するので届け出ます。

排 除 場 所		排水口数	
排出汚水の水量 又は水質	水量 水質	月平均 日最大 下記のとおり	m ³ m ³
開始（変更）年月日	令和 年 月 日		
処 理 方 法		施設名称	

記

項 目	排水口				単 位
	月量 (m ³)				
温度					℃
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量					mg/l
水素イオン濃度					水素指数
生物化学的酸素要求量					mg/l
浮遊物質					mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量	鉱油類含有量				MG/l
	動植物油脂類含有量				MG/l
窒素含有量					mg/l
燐含有量					mg/l
沃素消費量					mg/l
カドミウム及びその化合物					mg/l
シアン化合物					mg/l
有機燐化合物					mg/l
鉛及びその化合物					mg/l
六価クロム化合物					mg/l
砒素及びその化合物					mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物					mg/l

アルキル水銀化合物					mg/l
ポリ塩化ビフェニル					mg/l
トリクロロエチレン					mg/l
テトラクロロエチレン					mg/l
ジクロロメタン					mg/l
四塩化炭素					mg/l
1,2-ジクロロエタン					mg/l
1, 1-ジクロロエチレン					mg/l
シス-1, 2-ジクロロエチレン					mg/l
1, 1, 1-トリクロロエタン					mg/l
1, 1, 2-トリクロロエタン					mg/l
1, 3-ジクロロプロペン					mg/l
チウラム					mg/l
シマジン					mg/l
チオベンカルブ					mg/l
ベンゼン					mg/l
セレン及びその化合物					mg/l
ほう素及びその化合物					mg/l
ふっ素及びその化合物					mg/l
1, 4-ジオキサン					mg/l
フェノール類					mg/l
銅及びその化合物					mg/l
亜鉛及びその化合物					mg/l
鉄及びその化合物 (溶解性)					mg/l
マンガン及びその化合物 (溶解性)					mg/l
クロム及びその化合物					mg/l
ダイオキシン類※					pg-teq/l
摘要					

備考

1. ※印のある欄は、令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。
2. 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。
3. 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

記入上の注意

この様式は使用の「開始」及び「変更」の両方の場合に併用するので該当しないほうを抹消して下さい。

- (1) 「年月日」
届出を行う年月日を記入して下さい。
- (2) 「申請者の住所、電話、氏名」
 - ① 法人の場合は本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入して下さい。
 - ② 申請者が個人にあつては、屋号を含めて記入して下さい。
 - ③ 申請者が法人にあつては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入して下さい。
 - ④ 法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名迄記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付して下さい。
 - ⑤ 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- (3) 「排除場所」
公共下水道を使用する事業場の所在地を記入して下さい。
- (4) 「排水口数」
公共下水道への排水口の数を記入して下さい。
- (5) 「排出汚水の水量及び水質」
過去1年間の平均月量及び日最大量とし、新設の場合は推定量を記入して下さい。
平均水量：一年間の排水量を12ヶ月で割った値 (m³)
日最大水量：一年間の排水量のうち期最大排水量を期工場操業日数
(25日操業/月 × 2ヶ月 = 50日) で割った値 (m³)
水質：公共下水道への排水口ごとに番号を付け、排水口ごとに排水量及び
該当する水質の値 (生活系統のみ排出する排水口の水質は不要。)
- (6) 「開始(変更)年月日」
使用開始又は変更を行おうとする年月日を記入して下さい。
- (7) 「処理方法」
水質項目別に処理方法を記入して下さい。例えば、中和法と記入して下さい。
- (8) 「施設名称」
例えば、中和処理施設と記入して下さい。
- (9) 「項目」
作業工程において使用する原材料、薬品等から判断して水質項目を定めその分析値を
記入して下さい。
- (10) 「排水口」
公共下水道への排水口の呼称を決めNo.1, No.2 等と記入して下さい。
- (11) 「月量」
排水口ごとに1ヶ月の水量を記入して下さい。

様式第五（第六条関係）

公共下水道使用開始届

令和 年 月 日

磐田市長 宛

申請者

住 所

氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

電 話

()

次のとおり公共下水道の使用を開始するので届け出ます。

排 除 場 所		排 水 口 数	
開 始 年 月 日	令和 年 月 日	特定施設の種類	

備考

「特定施設の種類」の欄は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）別表第二に掲げる号及び名称を記載すること。

記入上の注意

- (1) 「年月日」
届出を行う年月日を記入して下さい。
 - (2) 「申請者の住所、電話、氏名」
 - ① 法人の場合は本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入して下さい。
 - ② 申請者が個人にあつては、屋号を含めて記入して下さい。
 - ③ 申請者が法人にあつては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入して下さい。
 - ④ 法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名迄記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付して下さい。
 - ⑤ 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - (3) 「排除場所」
公共下水道を使用する事業場の所在地を記入して下さい。
 - (4) 「排水口数」
公共下水道への排水口の数を入力して下さい。
 - (5) 「開始年月日」
公共下水道の使用を始めた年月日を記入して下さい。
 - (6) 「特定施設の種別」
水質汚濁防止法施行令別表第1及びダイオキシン類対策措置法施行令別表第2に掲げる特定施設番号及び施設名を記入して下さい。
- ※ この届出は、特定事業場が公共下水道を使用するにあたり提出するものですが、この他に特定施設設置又は特定施設使用届出の提出が必要です。

特 定 施 設 設 置 届 出 書

令和 年 月 日

磐田市長 宛

申請者 住 所

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

電 話 ()

下水道法第12条の3第1項（下水道法第25条の10第1項において準用する同法第12条の3第1項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	磐田市	※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※ 施設番号	
△ 特定施設の構造	別紙のとおり。	※ 審査結果	
△ 特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※ 備 考	
△ 汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△ 下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△ 用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

記入上の注意

- (1) 「年月日」
届出を行う年月日を記入してください。
- (2) 「申請者の住所、電話、氏名」
 - ① 法人の場合は本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入して下さい。
 - ② 申請者が個人にあつては、屋号を含めて記入して下さい。
 - ③ 申請者が法人にあつては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入して下さい。
 - ④ 法人の工場が申請者となる場合、名称は工場名迄を記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付して下さい。
 - ⑤ 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- (3) 「工場又は事業所の名称」及び「工場又は事業場の所在地」
当該特定施設を設置しようとする事業場の名称及び所在地を記入して下さい。
- (4) 「特定施設の種類」
水質汚濁防止法施行令別表第1及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表2に掲げる特定施設番号及び施設名（特定施設の種類が複数ある場合は、全ての特定施設）を記入してください。
- (5) 「△特定施設の構造」等
 - ① 「特定施設の構造」
 - ② 「特定施設の使用の方法」
 - ③ 「汚水の処理の方法」
 - ④ 「下水の量及び水質」
 - ⑤ 「用水及び排水の系統」①～⑤に関しては、別紙(1)～(5)を添付して下さい。

特 定 施 設 使 用 届 出 書

令和 年 月 日

磐田市長 宛

申請者 住 所

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

電 話 ()

{ 下水道法第 12 条の 3 第 2 項（下水道法第 25 条の 10 第 1 項において準用する同法第 12 条の 3
下水道法第 12 条の 3 第 3 項（下水道法第 25 条の 10 第 1 項において準用する同法第 12 条の 3
第 2 項） } の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。
第 3 項） }

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※ 施設番号	
△ 特定施設の構造	別紙のとおり。	※ 審査結果	
△ 特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※ 備 考	
△ 汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△ 下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△ 用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。

記入上の注意

- (1) 「年月日」
届出を行う年月日を記入してください。
 - (2) 「申請者の住所、電話、氏名」
 - ① 法人の場合は本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入して下さい。
 - ② 申請者が個人にあつては、屋号を含めて記入して下さい。
 - ③ 申請者が法人にあつては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入して下さい。
 - ④ 法人の工場が申請者となる場合、名称は工場名迄を記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付して下さい。
 - ⑤ 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - (3) 公共下水道を使用して新たに事業場の施設が特定施設として追加された場合は、下水道法第12条の第2項、既に特定施設を設置し、新たに公共下水道に下水を排除する場合は、下水道法第12条の3第3項が適用されるため、該当しないほうを抹消して下さい。
 - (4) 「工場又は事業場の名称」及び「工場又は事業場の所在地」
 - (5) 「特定施設の種類」
水質汚濁防止法施行令別表第1及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表2に掲げる特定施設番号及び施設名（特定施設の種類の種類が複数ある場合は、全ての特定施設）を記入して下さい。
 - (6) 「△特定施設の構造」等
 - ① 「特定施設の構造」
 - ② 「特定施設の使用の方法」
 - ③ 「汚水の処理の方法」
 - ④ 「下水の量及び水質」
 - ⑤ 「用水及び排水の系統」
- ①～⑤に関しては、別紙(1)～(5)を添付して下さい。

特定施設工事等完了届

令和 年 月 日

磐田市長 宛

申請者 住 所

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

電 話 ()

令和 年 月 日付で届け出た { 特定施設の設置
特定施設の構造等の変更 } が完了したので
次のとおり届け出ます。

届出受理年月日 及び番号	令和 年 月 日 第 号	着手年月日	年 月 日
工場又は事業場の 名 称		完了年月日	年 月 日
工場又は事業場の 所 在 地		※ 整理番号	
施 工 内 容		※受付年月日	年 月 日
施工者	住 所	※ 備 考	
	名 称		

備考 1. { } 内については、不必要な部分は線で消すこと。

2. ※印の欄には、記載しないこと。

3. 用紙の大きさは日本工業規格A4 とすること。

記入上の注意

- (1) 「年月日」
届出を行う年月日を記入してください。
- (2) 「申請者の住所、電話、氏名」
除害施設設置（新設・変更）と同様に記入して下さい。
申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- (3) 「年月日付」
特定施設の設置又は構造等変更届出書を届け出た年月日を記入して下さい。
- (4) 「届出受理年月日及び番号」
特定施設設置又は構造等変更届出書が受理された年月日及びその番号を記入して下さい。
- (5) 「工場又は事業場の名称」及び「工場又は事業場の所在地」
当該特定施設の設置又は構造等変更を行った事業場の名称及び所在地を記入して下さい。
- (6) 「施工内容」
特定施設の工事等に係わる内容を記入して下さい。
- (7) 「施工者」
特定施設に係わる工事を行った施工者の住所と名称を記入して下さい。
- (8) 「着手年月日、完了年月日」
特定施設に係わる工事の着手年月日及び完了年月日を記入して下さい。

実施制限期間短縮願

令和 年 月 日

磐田市長 宛

申請者 住 所

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

電 話 ()

令和 年 月 日付で届け出た 特定施設の設置 について、
下水道法 12 条の 6 第 2 項の規定により、実施の制限期間を次により短縮願います。

記

工場又は事業場の名称

工場又は事業場の所在地 磐田市

届 出 の 内 容

法 定 実 施 期 日 令和 年 月 日

予 定 実 施 期 日 令和 年 月 日

短 縮 期 間 日間

理 由

.....

.....

.....

記入上の注意

- (1) 「年月日」
届出を行う年月日を記入してください。
- (2) 「申請者の住所、電話、氏名」
 - ① 法人の場合は本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入して下さい。
 - ② 申請者が個人にあつては、屋号を含めて記入して下さい。
 - ③ 申請者が法人にあつては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入して下さい。
 - ④ 法人の工場等が申請者となる場合、名称は工場名迄記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委託状を添付して下さい。
 - ⑤ 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- (3) 「工場又は事業場の名称」及び「工場又は事業場の所在地」
当該特定施設を設置しようとする事業場の名称及び所在地を記入して下さい。
- (4) 「届出の内容」
特定施設設置届又は特定施設の構造等変更届のどちらかとその届出の主たる内容を記入して下さい。
- (5) 「法定実施期日」
届出が受理された日から起算して61日目の年月日を記入して下さい。
- (6) 「予定実施期日」
工事に着手する年月日を記入して下さい。
- (7) 「短縮期間」
法定実施期日から予定実施期日を差引いた日数を記入して下さい。
- (8) 「理由」
期間を短縮する理由を記入して下さい。

特定施設の構造等変更届出書

令和 年 月 日

磐田市長 宛

申請者 住 所

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

電 話 ()

下水道法第12条の4の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※ 施設番号	
△ 特定施設の構造 (特定施設の使用の方法、 汚水の処理の方法、下水の 量及び水質、用水及び排水 の系統)	別紙のとおり。	※ 審査結果	
		※ 備 考	

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

記入上の注意

- (1) 「年月日」
届出を行う年月日を記入してください。
- (2) 「申請者の住所、電話、氏名」
 - ① 法人の場合は本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入して下さい。
 - ② 申請者が個人にあつては、屋号を含めて記入して下さい。
 - ③ 申請者が法人にあつては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入して下さい。
 - ④ 法人の工場が申請者となる場合、名称は工場名迄を記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付して下さい。
 - ⑤ 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- (3) 「工場又は事業場の名称」及び「工場又は事業場の所在地」
当該特定施設を変更しようとする事業場の名称及び所在地を記入して下さい。
- (4) 「特定施設の種類」
水質汚濁防止法施行令別表第1及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表2に掲げる特定施設番号及び施設名（特定施設の種類が複数ある場合は、全ての特定施設）を記入して下さい。
- (5) 「特定施設の構造」（特定施設の使用方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統）」
変更する事項以外は抹消して、別紙(1)～(5)のうち適当なものを参照し、変更理由及び変更前後の内容を記載し添付して下さい。

氏名変更等届出書

令和 年 月 日

磐田市長 宛

申請者 住 所

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

電 話 ()

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、下水道法第 12 条の 7（下水道法第 25 条の 10 第 1 項において準用する同法第 12 条の 7）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※ 整理番号	
			※ 受理年月日	年 月 日
	変更後		※ 施設番号	
			※備考	
変更年月日		年 月 日		
変更の理由				

備考

1. ※印の欄には、記載しないこと。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

記入上の注意

- (1) 「年月日」
届出を行う年月日を記入してください。
- (2) 「申請者の住所、電話、氏名」
 - ① 法人の場合は本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入して下さい。
 - ② 申請者が個人にあつては、屋号を含めて記入して下さい。
 - ③ 申請者が法人にあつては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入して下さい。
 - ④ 法人の工場が申請者となる場合、名称は工場名迄を記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付して下さい。
 - ⑤ 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- (3) 「氏名（名称、住所、所在地）」
変更該当しない箇所を抹消して下さい。
- (4) 「変更の内容」
氏名（住所、所在地）変更前後の内容を具体的に記入して下さい。
- (5) 「変更年月日」
変更のあった年月日を記入して下さい。
- (6) 「変更の理由」
具体的に、例えば社長の交代等と記入して下さい。

特定施設使用廃止届出書

令和 年 月 日

磐田市長 殿

申請者 住 所

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

電 話 ()

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第12条の7の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は 事業場の名称		※整理 番号	
工場又は 事業場の所在地		※受理 年月日	年 月 日
特定施設の種別		※施設 番号	
特 定 施 設 の 設 置 場 所		※備考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考

1. ※印の欄には、記載しないこと。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

記入上の注意

- (1) 「年月日」
届出を行う年月日を記入してください。
- (2) 「申請者の住所、電話、氏名」
 - ① 法人の場合は本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入して下さい。
 - ② 申請者が個人にあつては、屋号を含めて記入して下さい。
 - ③ 申請者が法人にあつては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入して下さい。
 - ④ 法人の工場が申請者となる場合、名称は工場名迄を記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付して下さい。
 - ⑤ 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- (3) 「工場又は事業場の名称」及び「工場又は事業場の所在地」
当該特定施設を設置している事業場の名称及び所在地を記入して下さい。
- (4) 「特定施設の種類」
廃止した水質汚濁防止法施行令別表第1表及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2に掲げる特定施設番号及び施設名、特定施設の種類が複数ある場合は、全ての特定施設を記入して下さい。
- (5) 「特定施設の設置場所」
廃止した特定施設の位置等を明示した図面を添付して下さい。
- (6) 「使用廃止の年月日」
実際に特定施設の使用を廃止した年月日を記入して下さい。
- (7) 「使用廃止の理由」
転業又は廃業等と具体的に記入して下さい。

承 継 届 出 書

令和 年 月 日

磐田市長 宛

申請者 住 所

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

電 話 ()

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第12条の8第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号		
		※受理年月日	年 月 日	
工場又は事業場の所在地		※施設番号		
特定施設の種別		※備考		
特定施設の設置場所				
承継の年月日	年 月 日			
被承継者	氏名又は名称			
	住 所			
承継の原因				

備考

1. ※印の欄には、記載しないこと。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

記入上の注意

- (1) 「年月日」
届出を行う年月日を記入してください。
- (2) 「申請者の住所、電話、氏名」
 - ① 法人の場合は本社等の所在地又は当該届出事業場の所在地を記入して下さい。
 - ② 申請者が個人にあつては、屋号を含めて記入して下さい。
 - ③ 申請者が法人にあつては、名称及び代表者の肩書き及び氏名を記入して下さい。
 - ④ 法人の工場が申請者となる場合、名称は工場名迄を記入し、代表者は工場長とし、法人の代表者から工場長あての委任状を添付して下さい。
- (3) 「工場又は事業場の名称」
地位を承継した後の名称で記入して下さい。
- (4) 「工場又は事業場の所在地」
地位を承継した後の所在地で記入して下さい。
- (5) 「特定施設の種類の種類」
地位を承継した水質汚濁防止法施行令別表第1表及びダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2に掲げる特定施設番号及び施設名、特定施設の種類の種類が複数ある場合は、全ての特定施設を記入して下さい。
- (6) 「特定施設の設置場所」
地位を承継した特定施設が設置されている場所について次の書類を添付して下さい。
 - ① 案内図
 - ② 特定施設配置図
- (7) 「承継の年月日」
実際に特定施設を譲り受け、又は借り受けた年月日を記入して下さい。
- (8) 「被承継者の氏名又は名称」・「住所」
特定施設の譲渡人又は貸与人の氏名又は名称及び住所を記入して下さい。
- (9) 「承継の原因」
譲り受け、借り受け、合併等と具体的に記入して下さい。

除害施設等設置計画確認申請書

令和 年 月 日

磐田市長

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
 申請者 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) (印)
 電話番号 ()

磐田市下水道条例第5条の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

設置場所	磐田市	排水設備番号	
申請区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築		
除害施設等の構造			
処理方法			
使用水とその使用量	水道水 mg/ℓ ³ /日	井戸水 mg/ℓ ³ /日	()
汚水量とその水質	別紙のとおり		
予定工期	着手	年 月 日	完成 年 月 日
排水設備指定工事店	住所(所在地)		
	氏名(名称及び代表者氏名)		(印)
	責任技術者氏名		(印)
指定給水装置工事事業者	住所(所在地)		
	氏名(名称及び代表者氏名)		(印)

※添付書類 案内図・平面図・構造図・ディスプレイ排水処理システムにあっては、評価機関が発行するシステムの適合評価書の写し及び確約書(様式第3号)・その他

排水設備・除害施設等工事完了届

令和 年 月 日

磐田市長

住所 [法人にあつては、その主たる事務所の所在地]

届出者 氏名 [法人にあつては、その名称及び代表者の氏名] (印)
電話番号 ()

住所 [法人にあつては、その主たる事務所の所在地]

指定工事店 氏名 [法人にあつては、その名称及び代表者の氏名] (印)
電話番号 ()

年 月 日付け第 号で確認を受けた工事が完了しましたので、磐田市下水道条例第19条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

設置場所	磐田市
設置設備名	
排水設備番号	
確認番号	第 号 (年 月 日確認)
工事完了年月日	年 月 日
備考	

※添付図面 案内図・竣工図

1 特定施設の構造

イ. 特定施設の形式、構造、主要寸法及び能力並びに当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置

名称	型式	構造	主要寸法	能力	備考

(配置は、添付図一 のとおり。)

記入上の注意

(1) 「特定施設の形式、構造、主要寸法及び能力並びに当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置」

① 「名称」

特定施設の番号及び名称（別表参照）並びに特定施設を構成する各種装置を記入してください。

② 「形式」・「構造」・「主要寸法」

特定施設を構成する各種装置別に記入してください。

③ 「能力」

主な製品名、大きさ並びに単位時間あたりに製造又は加工等ができる数量を記入してください。
また、槽の場合は有効容量を記入して下さい。

④ 「備考」

特定施設及び各種装置の数その他必要な事項を記入して下さい。

※事業場内の特定施設の配置図を添付図-2として添付して下さい。

ロ. 特定施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに特定施設の使用開始の予定年月日

工事着手予定年月日 年 月 日

工事完成予定年月日 年 月 日

使用開始予定年月日 年 月 日

ハ. その他の参考事項

業 種

操 業 開 始 年 月 日 年 月 日

公 共 下 水 道 使 用

開 始 年 月 日 年 月 日

記 入 上 の 注 意

① 「年月日」は、特定施設の設置又は特定施設の構造等変更の場合に記入して下さい。

② 「業種」は、日本標準産業分類による中分類に該当する業種を記入して下さい。

2 特定施設の使用方法

- イ. 特定施設の設置場所（添付図-1のとおり。）
 ロ. 特定施設を含む操業の系統（添付表-1のとおり。）
 ハ. 特定施設の使用時間間隔及び1日当りの使用時間並びにその使用の季節的変動の概要

名 称	使用時間間隔	1日当りの使用時間	季節的変動の概要	備 考

記入上の注意

- (1) 「特定施設の設置場所」
 添付図-1 で事業場全体図（平面図等）に特定施設・処理を要する排水にかかわる施設の設置場所及び事業場汚水と用水の系統を色分けして記入して下さい。
- (2) 「特定施設を含む操業の系統」
 添付表-1 に特定施設を含めた原料から製品までの作業工程（フローシート）を記入して下さい。
 その場合汚水、用水及び給水の箇所を明記してください。
- (3) 「特定施設の使用時間間隔及び1日当りの使用時間並びにその使用の季節的変動の概要」
 - ① 「名称」
 特定施設の番号及び名称を記入して下さい。
 - ② 「使用時間間隔」
 通常に特定施設を使う時間帯を記入して下さい。
 - ③ 「1日当りの使用時間」
 1日当りに特定施設を使う延べ時間を記入して下さい。
 - ④ 「季節変動の概要」
 週間、月間、年間等で大きな変動がある場合に記入して下さい。
 - ⑤ 「備考」
 変更届の際は、何が変更になったのかを記入して下さい。

二. 特定施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当りの使用量

名 称	使用原材料の種類	使 用 方 法	1日当りの使用量	備 考

記 入 上 の 注 意

- ① 「名称」
特定施設及び処理を有する排水にかかわる施設の名称を個々に特定できるように記入して下さい。
- ② 「使用原材料の種類」
特定施設において使用する原材料を種類別に記入して下さい。
- ③ 「使用方法」
②で列挙した原材料にその用途を記入して下さい。複数の用途があるものについては用途毎に記入して下さい。
- ④ 「1日当りの使用量」
原料別に1日当りの平均使用量を記入して下さい。
- ⑤ 「備考」
成分、交換の頻度等参考事項を記入して下さい。

ホ. 特定施設の使用時において、当該特定施設から排出される汚水の水質及び水量

水量・水質 特定施設名		水 質																					
		汚水量 (m ³ /日)		温度 (度)		アンモニア性窒素等 (mg/L)		pH		BOD (mg/L)		SS (mg/L)		ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/L)				窒素 (mg/L)		燐 (mg/L)		沃素消費量 (mg/L)	
														鉱油類		動植物油脂類							
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		

水 質																							
フェノール (mg/L)		銅 (mg/L)		亜鉛 (mg/L)		溶解性鉄 (mg/L)		溶解性マンガン (mg/L)		クロム (mg/L)		カドミウム (mg/L)		シアン (mg/L)		有機リン (mg/L)		鉛 (mg/L)		六価クロム (mg/L)		ヒ素 (mg/L)	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

水 質																					
水銀 (mg/L)		アルキル水銀 (mg/L)		ポリ塩化ビフェニル (mg/L)		トリクロロエチレン (mg/L)		テトラクロロエチレン (mg/L)		ジクロロメタン (mg/L)		四塩化炭素 (mg/L)		1,2-ジクロロエタン (mg/L)		1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

水 質																					
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		チウラム (mg/L)		シマジン (mg/L)		チオベンカルブ (mg/L)		ベンゼン (mg/L)		セレン (mg/L)		ほう素 (mg/L)		ふつ素 (mg/L)		1,4-ジチサン (mg/ℓg/L)		ダイキソソ類 (pg/L)	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

記入上の注意

- ① 「特定施設名」
特定施設の番号及び名称（別表参照）を記入して下さい。（汚水を系統的に区分して記入して下さい。）
- ② 「汚水量」
特定施設からの汚水量を記入して下さい。
- ③ 「水質」
作業工程、使用原材料等から判断して該当する項目を定め、その分析値を記入して下さい。

3 汚水の処理の方法

イ. 汚水の処理施設（除害施設）の設置場所（添付図-1のとおり）

ロ. 汚水の処理施設（除害施設）に係る工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

工事着手予定年月日 年 月 日

工事完成予定年月日 年 月 日

使用開始予定年月日 年 月 日

ハ. 汚水の処理施設（除害施設）の種類、形式、構造、主要寸法及び能力並びに汚水の処理の方法

名 称	型 式	構 造	主要寸法	能力 (m ³ /日)	処理の方法	備 考

記入上の注意

- (1) 「汚水の処理施設（除害施設）の設置場所」
添付図-1に記入して下さい。
- (2) 「汚水の処理施設（除害施設）に係る工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日」
除害施設の新設又は構造等の変更の場合に記入して下さい。
- (3) 「汚水の処理施設（除害施設）の種類、形式、構造、主要寸法及び能力並びに汚水の処理の方法」
 - ① 「種類」除害施設の名称は処理対象汚水、処理機能などから判断して記入して下さい。
 - ② 「形式」・「構造」・「主要寸法」除害施設を構成する各種装置別に記入して下さい。
 - ③ 「能力」設計上の能力1日（稼動時間）当りの数値を記入して下さい。また、槽などは有効容量を記入して下さい。
 - ④ 「処理の方法」汚水の種類毎に方法名を記入して下さい。

ニ. 汚水の処理の系統（添付図－3 のとおり）

ホ. 汚水の集水及び汚水の処理施設（除害施設）までの導水の方法（添付図－1、2 のとおり。）

記入上の注意

- (1) 「汚水の処理の系統」
処理の概要を記入し、添付図－3 に処理系統を色分けして下さい。
- (2) 「汚水の集水および汚水の処理施設（除害施設）までの導水の方法」
汚水の集水及び導水の概要を記入し、添付図－1、2 に系統別に色分けして下さい。

へ. 汚水の処理施設（除害施設）の使用時間間隔及び1日当り使用時間並びにその使用の季節的変動の概要

名 称	使用時間間隔	1日当りの使用時間	季節的変動の概要	備 考

ト. 汚水の処理施設（除害施設）において使用する消耗資材の1日当りの用途別使用量

名 称	消耗資材名	用途別	1日当りの使用量	備 考

記入上の注意

- (1) 「汚水の処理施設（除害施設）の使用時間間隔及び1日当りの使用時間並びにその使用の季節的変動の概要」
 - ① 「処理施設（除害施設）の名称」
名称は3汚水の処理の方法への種類と同じ名称を記入して下さい。
 - ② 「使用時間間隔」
除害施設の稼働時間帯を記入して下さい。間欠式運転の場合はそれぞれの時間帯を記入して下さい。
 - ③ 「1日当りの使用時間」
1日当りの除害施設の延べ運転時間を記入して下さい。
- (2) 「汚水の処理施設（除害施設）において使用する消耗資材の1日当りの用途別使用量」
 - ① 「消耗資材名」 除害施設の稼働に必要な薬品等を記入して下さい。この場合、電気、上水、ガスは記入しないで下さい。
 - ② 「用途別」 消耗資材別に用途を記入して下さい。1つの資材で複数の用途のあるものについてはそれぞれ記入して下さい。
 - ③ 「1日当りの使用量」 消耗資材別の量を記入しますが、薬品の場合は、その濃度を記入して下さい。
 - ④ 「備考」 消耗資材のメーカー及び薬品の使用濃度を記入して下さい。

チ. 汚水の処理施設（除害施設）による処理前及び処理後の汚水の水質及び水量

水量・水質 特定施設名	汚水量 (m ³ /日)		処理前の水質																			
			温度 (度)		アンモニア性窒素等 (mg/L)		pH		BOD (mg/L)		SS (mg/L)		ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/L)				窒素 (mg/L)		燐 (mg/L)		沃素消費量 (mg/L)	
													鉱油類		動植物油脂類							
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	

処理前の水質																							
フェノール (mg/L)		銅 (mg/L)		亜鉛 (mg/L)		溶解性鉄 (mg/L)		溶解性マンガン (mg/L)		クロム (mg/L)		カドミウム (mg/L)		シアン (mg/L)		有機リン (mg/L)		鉛 (mg/L)		六価クロム (mg/L)		ヒ素 (mg/L)	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

処理前の水質																					
水銀 (mg/L)		アルキル水銀 (mg/L)		ポリ塩化ビフェニル (mg/L)		トリクロロエチレン (mg/L)		テトラクロロエチレン (mg/L)		ジクロロメタン (mg/L)		四塩化炭素 (mg/L)		1,2-ジクロロエタン (mg/L)		1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

処理前の水質																					
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		チウラム (mg/L)		シマジン (mg/L)		チオベンカルブ (mg/L)		ベンゼン (mg/L)		セレン (mg/L)		ほう素 (mg/L)		ふつ素 (mg/L)		1,4-ジメチルピピリン (mg/ℓg/L)		ダイキシン類 (pg/L)	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

記入上の注意

(1) 「汚水の処理施設（除害施設）による処理前及び処理後の汚水の水質及び水量」

- ① 「汚水量」 除害施設での処理系統が複数である場合は、その系統毎に汚水量を記入して下さい。（この汚水量は除害施設の処理前後の水量のことであり、特定施設からの汚水量とは一致しない場合があります。）
- ② 「処理前水質」 作業工程、使用原材料等から判断して該当する項目を定め、その分析値または推定値を記入して下さい。
- ③ 「処理後水質」 ②と同様に記入して下さい。

水量・水質 特定施設名	処理後の水質																							
	汚水量 (m³/日)		温度 (度)		アンモニア性窒素等 (mg/L)		pH		BOD (mg/L)		SS (mg/L)		ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/L)				窒素 (mg/L)		燐 (mg/L)		沃素消費量 (mg/L)			
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	鉍油類		動植物油脂類		通常	最大	通常	最大	通常	最大

処理後の水質																							
フェノール (mg/L)		銅 (mg/L)		亜鉛 (mg/L)		溶解性鉄 (mg/L)		溶解性マンガン (mg/L)		クロム (mg/L)		カドミウム (mg/L)		シアン (mg/L)		有機リン (mg/L)		鉛 (mg/L)		六価クロム (mg/L)		ヒ素 (mg/L)	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

処理後の水質																							
水銀 (mg/L)		アルキル 水銀 (mg/L)		ホリ塩化ビフェニル (mg/L)		トリクロロエチレン (mg/L)		テトラクロロエチレン (mg/L)		ジクロロメタン (mg/L)		四塩化炭素 (mg/L)		1,2-ジクロロ エタン (mg/L)		1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		シス-1,2-ジクロロ エチレン (mg/L)		1,1,1-トリクロロ エタン (mg/L)			
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

処理後の水質																							
1,1,2-トリクロロ エタン (mg/L)		1,3-ジクロロ プロパン (mg/L)		チウラム (mg/L)		シマジン (mg/L)		チオベンカルブ (mg/L)		ベンゼン (mg/L)		セレン (mg/L)		ほう素 (mg/L)		ふっ素 (mg/L)		1,4-ジメチル (mg/ℓg/L)		ダイクシル類 (pg/L)			
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

リ. 汚水の処理によって生ずる残さの種類及び1月間の種類別生成量並びに処理の方法の概要

残さの種類	生成量 (t/月)	処理の方法の概要	備考

ヌ. 汚水を公共下水道へ排除する方法 (排水口の位置及び数並びに排出先を含む。) (添付図-1のとおり。)

ル. その他参考事項

除害施設建設費	建設資金計画	維持管理費	施工業者	備考

記入上の注意

(1) 「汚水の処理施設 (除害施設) による処理前及び処理後の汚水の水質及び水量」

① 「残さの種類」

② 「生成量」

残さの種類毎に生成量を記入して下さい。(除害施設の設計上の能力から判断し、推定量を記入することもできます。)

③ 「処理方法の概要」

残さの種類毎に、保管方法、収集運搬業者名、処分業者名を記入して下さい。また、産業廃棄物処理委託契約書の写しがあれば添付して下さい。

④ 「その他参考事項」と同様に記入して下さい。

除害施設の建設費及び調達資金の内訳を記入して下さい。

4 下水の量及び水質

イ. 公共下水道への排水口における水量及び水質

水量・水質 排水口名	汚水量 (m ³ /日)		水 質																				
			温度 (度)		アンモニア性窒素等 (mg/L)		pH		BOD (mg/L)		SS (mg/L)		ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/L)				窒素 (mg/L)		燐 (mg/L)		沃素消費量 (mg/L)		
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	

水 質																							
フェノール (mg/L)		銅 (mg/L)		亜鉛 (mg/L)		溶解性鉄 (mg/L)		溶解性マンガン (mg/L)		クロム (mg/L)		カドミウム (mg/L)		シアン (mg/L)		有機リン (mg/L)		鉛 (mg/L)		六価クロム (mg/L)		ヒ素 (mg/L)	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

水 質																					
水銀 (mg/L)		アルキル水銀 (mg/L)		ポリ塩化ビフェニル (mg/L)		トリクロロエチレン (mg/L)		テトラクロロエチレン (mg/L)		ジクロロメタン (mg/L)		四塩化炭素 (mg/L)		1,2-ジクロロエタン (mg/L)		1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

水 質																					
1, 1, 2-トリクロロ エタン (mg/L)		1, 3-ジクロロ プロペン (mg/L)		チウラム (mg/L)		シマジン (mg/L)		チオベンカルブ (mg/L)		ベンゼン (mg/L)		セレン (mg/L)		ほう素 (mg/L)		ふつ素 (mg/L)		1, 4-ジクロロベンゼン (mg/ℓg/L)		ダイキシン類 (pg/L)	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大

ロ. その他の参考事項

記入上の注意

- ① 「排水口名」排水口は原則として工程系下水と生活系下水に分けて記入して下さい。
- ② 「下水量」各々の排水口での量であり、同じ排水口に工程系下水と生活系下水が混合する場合区分して記入して下さい。
- ③ 「水質」排水口毎の水質を記入して下さい。(工程系の下水の場合除害施設の出口の水質と一致しないことがあります。)

5 用水及び排水の系統

イ. 用水及び排水の系統（添付図-1 のとおり。）

ロ. 用途別用水使用量（単位 $\text{m}^3/\text{日}$ ）

水源別用水量								
総使用量	公共下水道		地表水	伏流水	井戸水	その他	回収水	海水
	工業用水道	上水道						

用途別用水量					
ボイラー用水	原料用水	製品処理用水 及び洗浄用水	冷却用水	温調用水	その他

記入上の注意

(1) 「用水及び排水の系統」

添付図-1 に用水系と汚水系を色分けし公共下水道へ接続する排水口の位置等を明示し記入して下さい。

(2) 「用途別用水使用量（単位 $\text{m}^3/\text{日}$ ）」

水源別及び用途別用水量を各々について通常（日平均）と認められる量を記入してください。

参 考 事 項

資本金	円	従業員数	人
主要製品		操業時間	時 ～ 時
敷地面積	m ²	建物面積	m ²
担当部課係 電話		担当者	

付 近 見 取 図 （ 案 内 図 ）

記 入 上 の 注 意

(1) 「従業員数」

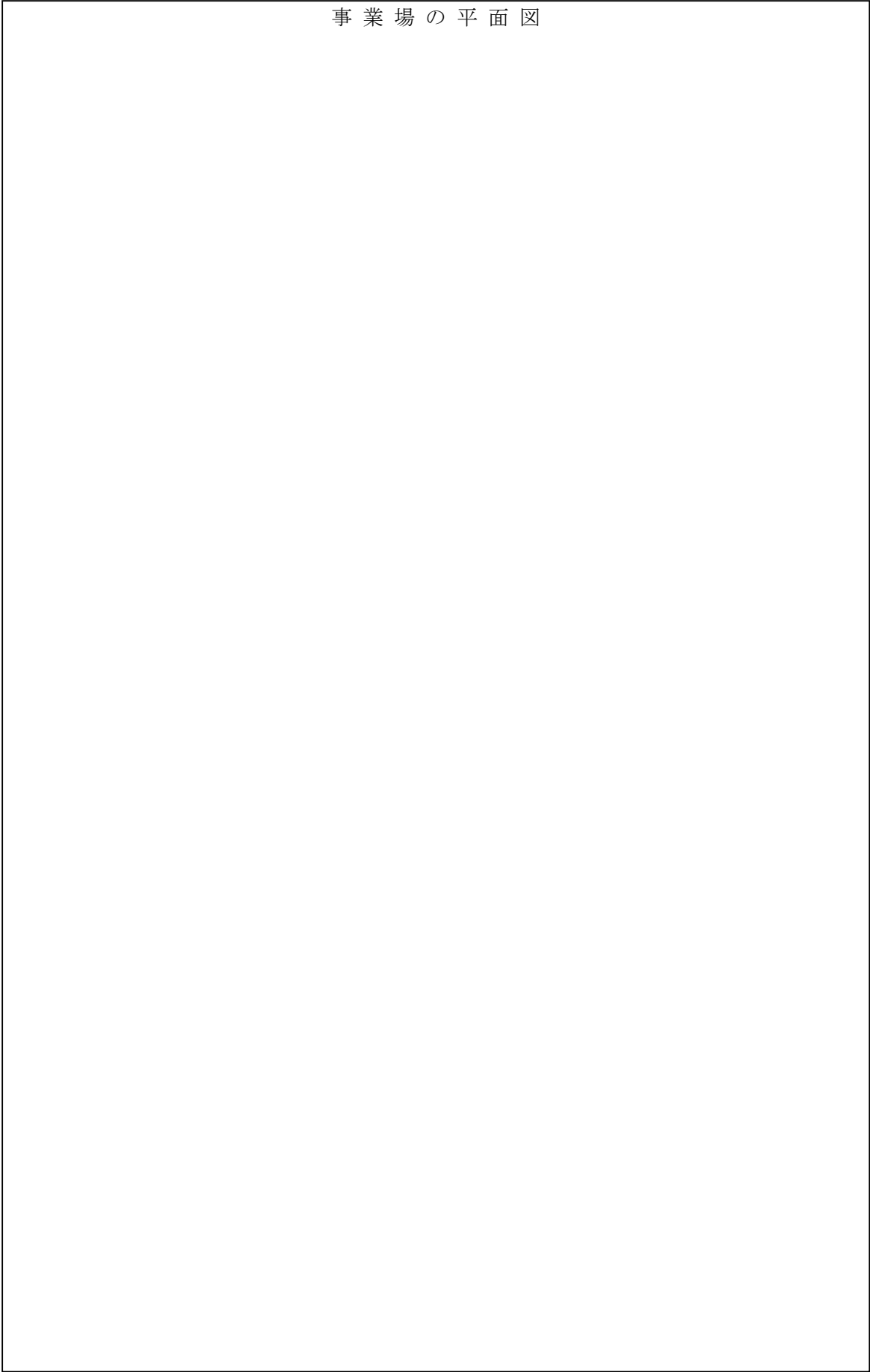
届出の対象となっている事業場の従業員数を記入し、本社等がある場合は全従業員数を（ ）に記入してください。

(2) 「付近見取図（案内図）」

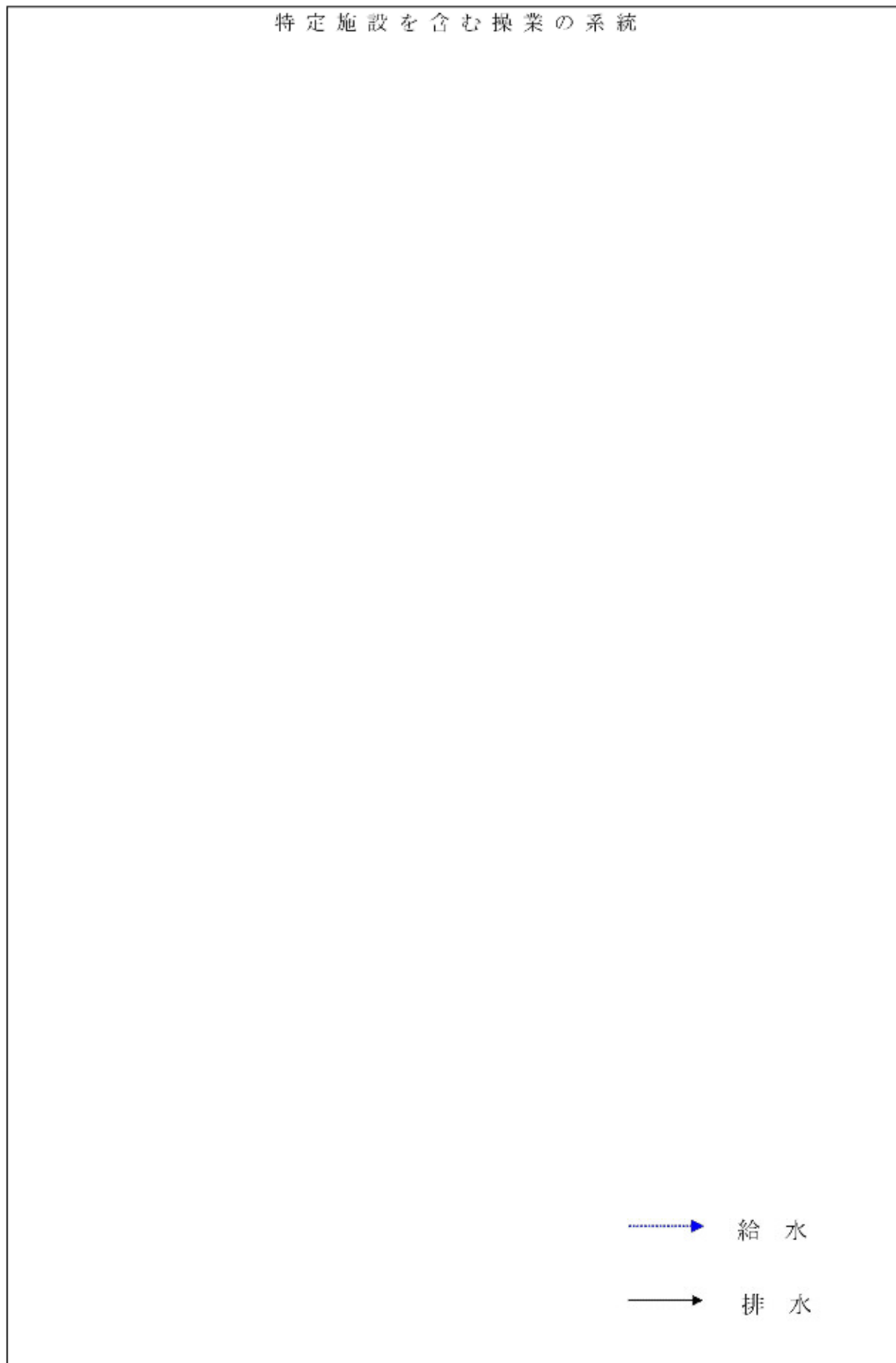
事業場の付近の道路、目印となるもの及び鉄道等を分かりやすく記入して下さい。

汚水の処理施設配置図

添付図-1 事業場の平面図



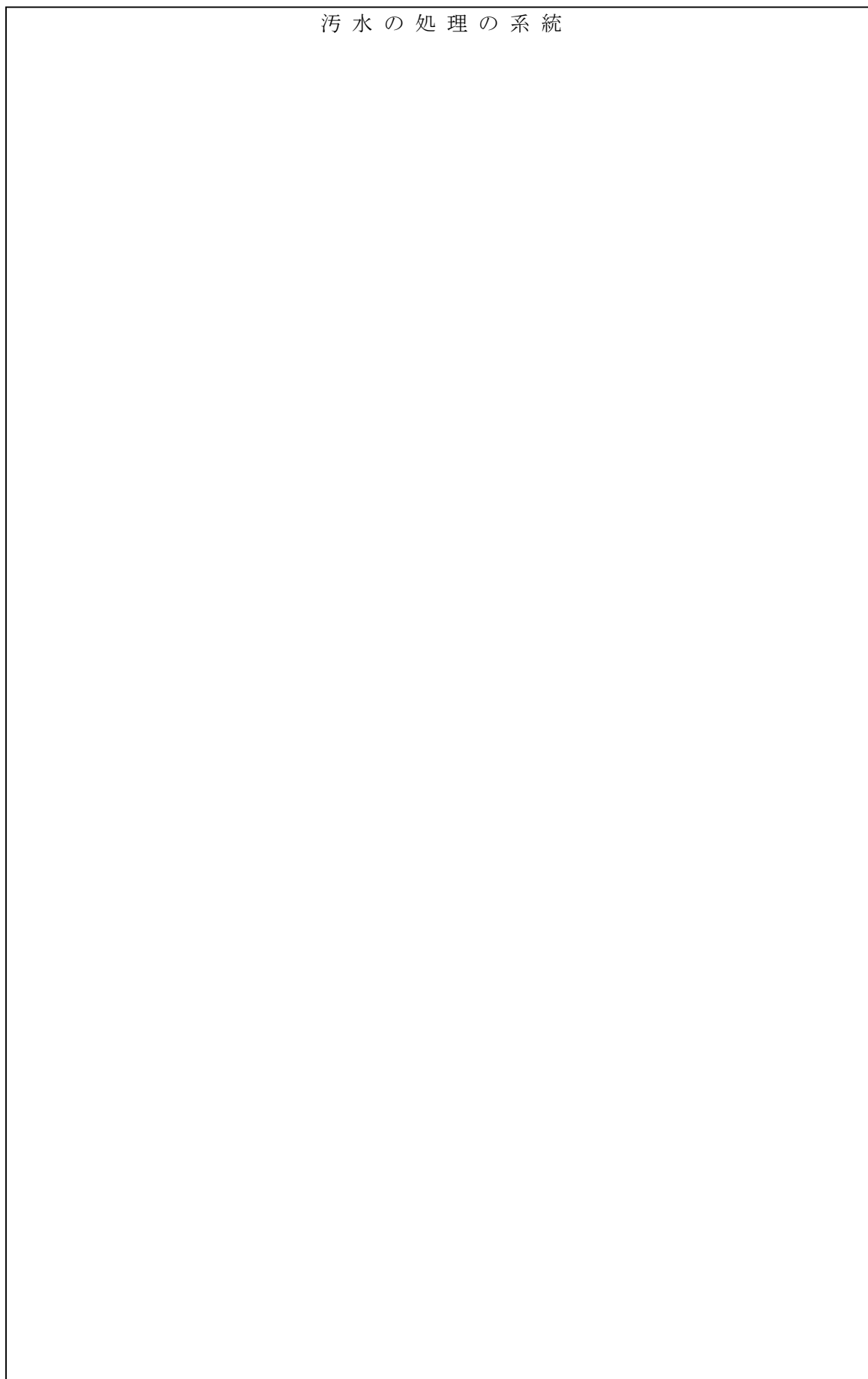
添付表-1 特定施設を含む操業の系統



添付図-2 特定施設の配置図



添付図-3 汚水の処理の系統



磐田市有害物質等流入事故 対応マニュアル(Ver.1.1)

磐田市環境水道部上下水道工事課

1 概要と目的

本マニュアルは、下水道法第 12 条の 9（事故時の措置）の趣旨を踏まえ、有害物質等の公共用水域への流出防止を図り、また、下水道施設に有害物質等が流入する事故が発生した場合において、下水道施設の維持管理に携わる職員等の人的被害の回避及び下水道施設の被害の軽減を図ることを目的とし、公共下水道管理者が事故への対応を迅速かつ適切に行うべく、

- ① 公共下水道管理者が実施すべき対応策
- ② 公共下水道を使用している特定事業場に対する指導内容

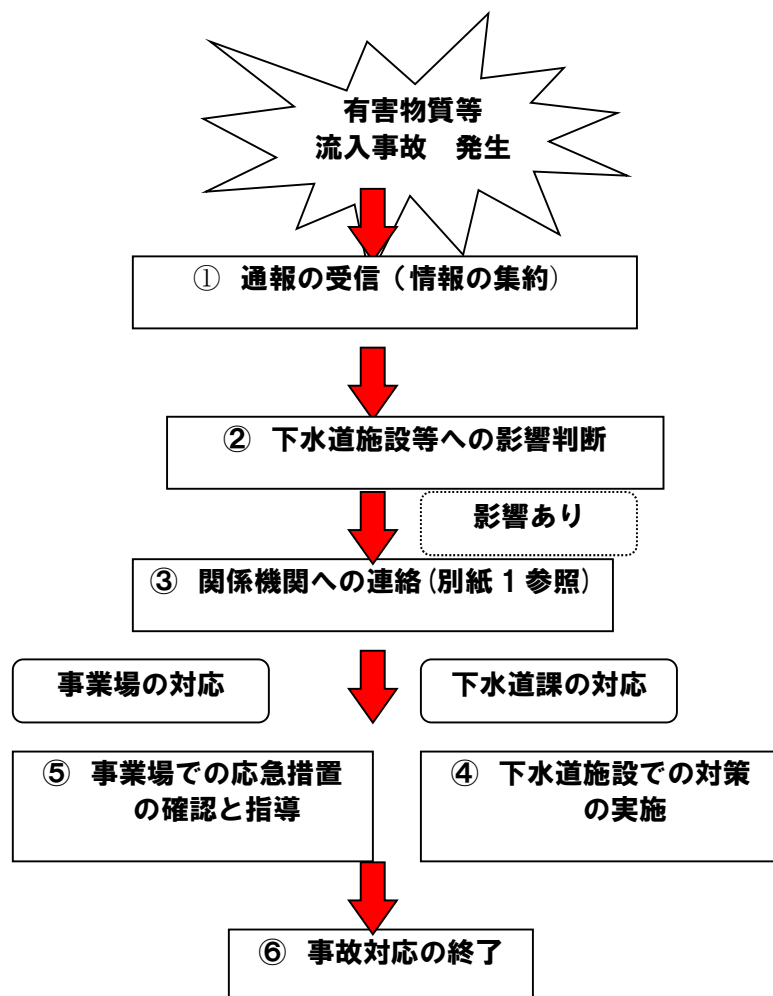
について示したものである。

2 事前対策

- ① 連絡体制
 - ・ 上下水道工事課内における連絡体制は、別紙 1 のとおりとする。
- ② 特定事業場等における連絡体制整備の指導
 - ・ 特定事業場における汚水の発生施設の管理担当者を明確にする。
 - ・ 管理担当者の連絡窓口（担当者不在の場合、勤務時間外を含む）を公共下水道管理者に事前に報告する。
 - ・ 有害物質等流入事故発生時において、特定事業場内の情報が管理担当者に集約できるような連絡体制を整備する。
- ③ 処理区域内の特定事業場情報の整理
 - ・ 処理区域内の特定事業場の業種や所在地、排水量、有害物質の種類、有害物質の量、除害施設の有無等を整理する。

3 事故時の対応

① 事故時対応の流れ



※有害物質等流入事故発生時における基本的な対応の流れは、上記に示すとおりである。しかしながら、事故時の優先事項の第一は生命確保であり、現場対応者、下水道管渠内での作業員等の安全確保を図らなければならない。

具体的対応

- ・ 情報の集約
通報を受信した場合には、事前に構築された別紙 1 の連絡体制を用いて速やかに関係者に連絡する。受信情報は、上下水道工事課施設グループに一元化する。
- ・ 下水道施設等への影響判断
集約された事故情報を踏まえ、直ちに管渠内作業等の人命確保を図る。次に、下水道施設の維持管理に携わる職員等の人的被害、下水道施設への影響が想定される場合には、関係機関への連絡や応急体制の構築等の対応を行う。
- ・ 関係機関への連絡、応急体制
状況に応じて速やかに警察、消防、環境関連部局、河川管理者等（別紙 1 参照）に連絡する。
- ・ 特定事業場での応急措置の確認と指導
事故発生源である事業場の状況を把握した上で、職員が事業場へ急行し、現場状況を記録する。また、事業場で適切な応急措置が講じられない場合には、事業場に対して応急の措置について指導する。
- ・ 下水道施設での対策の実施
通報の内容を踏まえ、処理施設等で必要な対応を講ずる。
- ・ 事故時対応の終了報告
対応結果を踏まえて、上下水道工事課長が事故時対応の終了を判断し、速やかに関係者に連絡する。事故発生源の事業場には、事故届出書（様式第 3）の提出を求める。

4 事後対策

- ① 事故対応報告書の作成
事故対応終了後は、関係者の記録及び事業場からの事故届出書を集約し、速やかに事故対応報告書（様式第 4）を作成する。
- ② 再発防止等への指導
事故発生源である事業場に対し、再発防止等の取り組みや事業場で実施すべき教育・訓練の重要性を指導する。

参考資料

- 「有害物質等流入事故対応マニュアル」
国土交通省都市・地域整備局下水道部（平成 17 年 11 月）
「下水道に係る水系水質リスクへの対応方策」
国土交通省都市・地域整備局下水道部（平成 22 年 4 月）

磐田市環境水道部上下水道工事課

〒437-1292

静岡県磐田市福田 400 番地 (福田支所 2 階)

TEL 0538 (58) 3281 FAX 0538 (58) 3271

e-mail: jogesui-koji@city.iwata.lg.jp

